

日野市立病院の経営に関する第三者委員会傍聴に関する注意事項

- 1 日野市立病院の経営に関する第三者委員会傍聴の定員は、会場の広さの関係により10人としております。
- 2 次の方は傍聴できません。
 - (1) 銃器、棒その他、他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している方。
 - (2) 酒気を帯びていると認められる方。
 - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している方。
 - (4) 笛、ラッパ、太鼓、拡声器、無線機その他これ等に類するものを携帯している方。
 - (5) 傍聴券を持たない方。
 - (6) その他、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを携帯している方。
- 3 傍聴人は次の事項を守ってください。
 - (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
 - (3) はち巻、腕章(たすき)の類を使用する等示威的行為をしないこと。
 - (4) 写真、映画等の撮影をし、又は録音等をしないこと。ただし、委員長の許可を受けた場合は、この限りではない。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) みだりに席を離れないこと。
 - (7) その他、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 4 傍聴人は、会議を公開としない旨が決まったとき、その他退場を命じられたときは、速やかに退場してください。
- 5 会場では、委員長、係員の指示に従ってください。
- 6 お帰りの際は、傍聴券を係員までご返却ください。